

令和 2 年 第 2 回 伊 佐 市 議 会 臨 時 会

提 案 理 由 説 明

○ 説 明 順

1 議 案 第 47 号 ~ 議 案 第 48 号 (降 壇)

令 和 2 年 7 月 20 日 提 出

伊 佐 市 長

令和2年第2回伊佐市議会臨時会の開会にあたり、議案第47号及び議案第48号について説明申し上げます。

まず、議案第47号「専決処分の承認を求めること」について説明申し上げます。

本件については、「令和2年度伊佐市一般会計補正予算（第3号）」を専決処分したものであります。

今回の補正は、去る7月3日から発生した令和2年7月豪雨災害により、市内全域に甚大な被害が出たことに伴い、被災住民の救助及び災害復旧を迅速に実施する必要性が生じたため、これらに要する経費について、所要の措置を講じたものであります。

補正の主な内容について歳出から順次説明いたします。

まず、民生費につきましては、災害救助法及び災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害対策支援に要する経費などについて追加の措置を講じ、衛生費につきましては、災害ごみの収集運搬に要する経費及び災害ごみの処理に係る伊佐北始良環境管理組合への負担金について、新たに措置しております。

商工費につきましては、夢さくら館の屋根雨漏り修繕に要する経費について新たに措置し、災害復旧費につきましては、農林施設災害及び土木災害の復旧に要する経費について、追加の措置を講じております。

以上、歳出について説明いたしましたが、これらの財源といたしましては、国庫支出金、県支出金及び繰入金をもって充当しております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ204億2,830万円とするものであります。

本件につきましては、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したもので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

次に、議案第48号「令和2年度伊佐市一般会計補正予算（第4号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対応対策関連経費及び令和2年7月豪雨災害関連経費について、所要の措置を講じたものであります。

補正の主な内容について歳出から順次説明いたします。

まず、総務費につきましては、光ファイバ未整備地域の整備への支援に要する経費について新たに措置し、民生費につきましては、児童福祉施設等の新型コロナウイルス感染防止対策への支援に要する経費及びひとり親世帯へ支給する臨時特別給付金に要する経費について、新たに措置しております。

農林水産業費につきましては、災害により水路等に流入した土砂の除去など、自治会等が主体となって行う維持補修への支援に要する経費について新たに措置し、教育費につきましては、経年劣化及び今回の長雨により使用不能となった伊佐市総合体育館周辺の高圧受変電設備等の改修工事に要する経費について、新たに措置しております。

以上、歳出について説明いたしました但、これらの財源につきましては、国庫支出金、県支出金、繰入金及び市債をもつて充当しております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億3,960万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ208億6,790万円とするものであります。

このほか、地方債では、過疎対策事業について限度額を変更する措置を講じております。

以上、議案2件について説明いたしました但、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

————— 降 壇 —————